

プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための 総合的対策に関する推進計画

□推進計画の概要

- ・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

□推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

□目標達成のための施策

1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。

2) 関係者間の連携推進

放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。

3) 効果的な放置艇対策事例の周知

放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

□ロードマップ

- ・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める

